

普通免許状の出願に必要な書類一覧

担当課 : 教育庁教職員課人事企画班(免許担当)

連絡先 TEL : 083-933-4550

区 分		教育職員免許法の条項	申請する免許状の種類	提出書類等	提出書類等の名称
授 与	大学又は教員養成機関を卒業して申請する場合	法第5条別表第1	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	専修免許状の場合 (1)、(4)、(5)、(7)、(13)、(17) 一種、二種免許状の場合 (1)、(4)、(5)、(13)、(17) ※ 教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(7)(10)も必要	(1) 教育職員免許状授与申請書 (第4号様式) 手数料3,300円の山口県収入証紙を貼付
			特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)、(4)、(5)、(7)、(13)、(17) ※ 教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(7)(10)も必要	(1)(2) 新教育領域追加申請書 (第10号様式の2) 手数料3,300円の山口県収入証紙を貼付
		法第5条別表第2	養護教諭(専修、一種、二種)	大学等を卒業の場合 (1)、(4)、(5)、(13)、(17) ※ 教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(7)(10)も必要 保健師又は看護師の免許を受け、養護教諭養成機関に在学した場合 (1)、(4)、(5)、(8)、(13)、(17)	(2) 教育職員検定願 (第10号様式の3) 手数料1,700円の山口県収入証紙を貼付
	法第5条別表第2の2	栄養教諭(専修、一種、二種)	(1)、(4)、(5)、(9)、(13)、(17)	(3) 履歴書 (第6号様式の2)	
教員資格認定試験に合格して申請する場合	法第16条の2 法第16条の4 法第17条	教員資格認定試験が実施される校種・教科の免許状	(1)、(6)、(13)、(17)	(4) 卒業(修了)証明書 ※ 開封無効	
検 定 授 与	在職年数と単位修得により上級免許状等を申請する場合	法第6条別表第3	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 4年制大学の卒業生で二種免許状を有する者が、施行規則の規定により在職年数と単位の遡減を受け、一種免許状の申請をする場合は(4)も必要	(5) 認定講習単位修得証明書・学力に関する証明書 (免許状申請用) ※ 開封無効
		法第6条別表第5	中学校教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	単位の修得を必要とする場合 (1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) 単位の修得を必要としない場合 (実地が会社の場合は(10)は(14)) (1)、(2)、(3)、(4)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)	(6) 教員資格認定試験合格証書
		法第6条別表第6	養護教諭(専修、一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 看護師免許証を有する者が二種免許状を申請する場合には(8)も必要	(7) 教育職員免許状の写し 教員免許更新制に関する証明書がある場合は、その写しも添付 ※ 免許状の両面を1枚の上質紙にコピーし、 <u>所属長が原本確認の証明をしたもの</u> ※ 教員免許更新制に関する証明書についても所属長が原本確認の証明をしたもの
		法第6条別表第6の2	栄養教諭(専修、一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 管理栄養士免許証を有する者が一種免許状を申請する場合には(9)も必要	(8) 保健師又は看護師免許証の写し ※ 所属長が原本確認の証明をしたもの
		法第6条別表第7	特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)	(9) 管理栄養士免許証又は栄養士免許証の写し ※ 一種免許状出願の場合は、管理栄養士課程の修了証明書及び栄養士免許証の写しでも可 ※ 所属長が原本確認の証明をしたもの
		法第6条別表第8	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(二種)、高等学校教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)	(10) 実務に関する証明書 (第9号様式) ※ 法附則第18項の場合は、第9号様式の2 ※ 開封無効
	他教科の免許状を申請する場合	法第6条別表第4	中学校教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(11)、(12)、(13)、(17)	(11) 人物に関する証明書 (第6号様式の3) ※ 開封無効
	在職年数と単位修得により申請する場合	法附則第9項	高等学校教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 実地の経験を基礎資格とする場合は(14)も必要	(12) 健康診断書 (第7号様式)
		法附則第17項	栄養教諭(一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 教諭又は養護教諭の免許状を基礎資格とする場合は(7)も必要 ※ 特別非常勤講師経験により、栄養教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(10)が別に必要	(13) 宣誓書 (第5号様式)
		法附則第18項	幼稚園教諭(一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(16)、(17) ※(7)については、所有している場合のみ必要	(14) 実地経験に関する証明書
15年以上の在職年数により上級免許状を申請する場合	昭63改正法附則第10項	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(一種)、高等学校教諭(専修)養護教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)	(15) 無線従事免許証又は海技免許証及び船員手帳の写し ※ 所属長が原本確認の証明をしたもの	
電波法又は船舶職員法の規定による資格等により申請する場合	施行法第2条第1項の表20の2又は20の4	中学校教諭(二種) 高等学校教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(4)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)	(16) 保育士証の写し ※ 所属長が原本確認の証明をしたもの	
領域追加	特別支援学校教諭免許状に大学で単位を修得して領域を追加する場合	法第5条の2第3項	特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)(2)、(5)、(13)、(17)、特別支援学校教諭免許状又は盲・聾・養護学校教諭免許状の原本	※ 法別表第1及び第2、第2の2の規定に基づく授与の場合、法に定める基礎資格及び単位修得が記載されていれば、(4)と(5)を基礎資格・単位修得証明書に代えることができます。 ※ 法第5条別表第1で、小学校教諭及び中学校教諭免許状を出願するときには、介護等体験証明書を必要とする場合があります。
	特別支援学校教諭免許状に領域を検定により追加する場合(認定講習等で単位を修得)	法第5条の2第3項又は法第18条第2項準用同条第1項	特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)(2)、(2)、(3)、(5)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)、特別支援学校教諭免許状又は盲・聾・養護学校教諭免許状の原本	※ 申請時点で学校等に勤務しておらず、所属長による免許状等の原本確認ができない場合は、ご相談ください。